昭和42年6月27日 教委規則第4号 改正 昭和43年12月25日教委規則第5号 昭和55年4月25日教委規則第3号 昭和58年5月2日教委規則第2号 昭和58年10月1日教委規則第5号 昭和60年3月27日教委規則第3号 昭和61年3月28日教委規則第1号 昭和61年3月28日教委規則第2号 昭和62年3月25日教委規則第1号 平成元年3月30日教委規則第3号 平成3年3月25日教委規則第3号 平成4年3月6日教委規則第1号 平成5年3月26日教委規則第2号 平成8年3月19日教委規則第6号 平成8年12月25日教委規則第11号 平成12年7月1日教委規則第3号 平成13年3月28日教委規則第3号 平成13年7月1日教委規則第5号 平成17年11月4日教委規則第21号 平成18年7月26日教委規則第9号 平成19年3月27日教委規則第6号 平成19年4月27日教委規則第9号 平成26年3月27日教委規則第3号 平成27年3月26日教委規則第2号 平成30年3月29日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市教育委員会及び大野市教育委員会の所管に属する学校、 公民館その他の教育機関(以下「学校等」という。)における公印の管理及び使 用その他公印について必要な事項を定めるものとする。 (公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体、寸法、公印管理課(以下「管理課」という。) 用途及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

- 第3条 公印は、常に堅固な容器に納め原則として錠を施し、管理については、次 の区分に従い当該区分ごとに定める者が管理しなければならない。
  - (1) 執務時間 管理課の長及び学校等の長
  - (2) 休日及び退庁時間後 保管箱 (金庫)

(公印の使用)

- 第4条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え教育総務課長又は管理課の長及び課長が指定した職員に提示し、確認印(様式第3号)を受けた後押印し、かつ、契印をしなければならない。
- 2 前項の確認を行った者は、当該原議書の所定の欄に認印をしなければならない。(公印の調製、改刻及び廃棄の申請)
- 第5条 公印の管理課長等(以下「保管者」という。)は、公印を調製し、又は廃棄する必要があると認めたときは、公印調製(改刻)(廃棄)申請書(様式第1号)を教育長に提出し承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第6条 公印の保管者は、教育委員会に備えてある公印台帳(様式第2号)に公印 の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第7条 公印の保管者は、公印に盗難、紛失又は偽造等の事故が生じたときは、速 やかに教育委員会に報告しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年教委規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に使用している公印は、この規則の規定により調製した ものとみなし、新たに調製するまでの間、なお使用することができる。

附 則(昭和58年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

- この規則は、昭和58年10月1日から施行する。 附 則(昭和60年教委規則第3号)
- この規則は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則(昭和61年教委規則第1号)抄 (施行期日)
- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。附 則 (昭和61年教委規則第2号) 抄(施行期日)
- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。附 則(昭和62年教委規則第1号)
  - この規則は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則(平成元年教委規則第3号)
  - この規則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則 (平成3年教委規則第3号)
  - この規則は、平成3年4月1日から施行する。 附 則 (平成4年教委規則第1号)
  - この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則 (平成5年教委規則第2号)
  - この規則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則 (平成8年教委規則第6号)
  - この規則は、平成8年4月1日から施行する。 附 則 (平成8年教委規則第11号)
  - この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成12年教委規則第3号) 抄 (施行期日)
- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。附 則(平成13年教委規則第3号)この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第5号)抄 (施行期日)

1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第21号)

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第9号)

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年教委規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において在職する教育長が地方教育行政の組織及び 運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条 第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第1条の規定による改正 前の大野市教育委員会公告式規則第1条、第2条の規定による改正前の大野市教 育委員会会議規則、第3条の規定による改正前の大野市教育委員会事務局組織規 則第1条、第4条の規定による改正前の大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1条及び第4条、第5条の規定による改正前の大野市教育委員会公印規則別表、 第6条の規定による大野市教育委員会傍聴規則第2条から第6条までの規定は、 なおその効力を有する。

附 則(平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

| 公印の種類 | ひな形 | 書体 | 寸法ミ | 公印管理 | 用途 | 個数 |
|-------|-----|----|-----|------|----|----|
|       |     |    | IJ  | 課    |    |    |

| 会の印 員 市会 教        | 福井県大                                   | 書  |       | 課                 |       |   |
|-------------------|--|----|-------|-------------------|-------|---|
| 印 育               | and the                                |    |       |                   |       |   |
|                   | 大                                      |    |       |                   |       |   |
| 大殿市数              |  |    |       |                   |       |   |
| 人野巾教育安貝           | *                                      | てん | 方29   | 教育総務              | 賞状用   | 1 |
| 会の印               | 大                                      | 書  |       | 課                 |       |   |
| 会 育               | <b>57</b>                              |    |       |                   |       |   |
| 印 委               | 市                                      |    |       |                   |       |   |
| 大野市教育委員 大野        | 市                                      | てん | 方21   | 教育総務              | 一般文書用 | 1 |
| 会の印               | GE!                                    | 書  |       | 課                 |       |   |
| 教育                | 委                                      |    |       |                   |       |   |
| 員 会               | ED                                     |    |       |                   |       |   |
| 教育長の印大野市          | 豹                                      | てん | 方 2 1 | 教育総務              | 教育長名を | 1 |
| SOUTH AND COME TO | 100                                    | 書  |       | 課                 | もってする |   |
| 1                 | 会                                      |    |       |                   | 文書    |   |
| 教育長               | ED                                     |    |       |                   |       |   |
| 教育長職務代理 大野市       | 教                                      | てん | 方 2 1 | 教育総務              | 教育長が欠 | 1 |
| 者の印               | 100                                    | 書  |       | 課                 | けた場合  |   |
| 育長職               | 2%                                     |    |       |                   |       |   |
| 代 理 者             | ED                                     |    |       |                   |       |   |
| 教育委員会局長 大野市       | 教                                      | てん | 方 2 1 | 教育総務              | 局長名をも | 1 |
| の印                | ***                                    | 書  |       | 課                 | ってする文 |   |
| 育 安 貞             | 鍵                                      |    |       |                   | 書     |   |
| 易長之               | ED                                     |    |       |                   |       |   |
| 教育委員会課長 大野市       | 教                                      | てん | 方 2 1 | 教育総務              | 課長名をも | 2 |
| の印                | ************************************** | 書  |       | 課 <del>及び</del> 、 | ってする文 |   |
| 1 安月              | 200                                    |    |       | 生涯学習              | 書     |   |
| 課長之               | ED                                     |    |       | 課及び文              |       |   |
|                   |  |    |       | 化財課               |       |   |

| 教育委員会室長<br>の印<br>教育委員会の印 | 大 育 室 大野市教育  | て 書 て 書 | 方 2 1<br>長 3 0<br>幅 1 2 | 文化振興文化振興室 ペッツ東 室教 課 | 室長名をもってする文書             | 1   |
|--------------------------|--|---------|-------------------------|---------------------|-------------------------|-----|
| 大野市〇〇〇学校の印               | <ul><li>野福</li><li>学市井</li><li>校 ○ 県</li><li>印 ○ 大</li></ul> | てん書     | 方 2 4                   | 学校                  | 小・中学校名<br>をもってす<br>る文書  | 1 5 |
| 大野市〇〇〇学校長の印              | 校 市 福 井 県 大 野  | て ん     | 方 2 1                   | 学校                  | 小・中学校長<br>名をもって<br>する文書 | 1 5 |
| 大野市〇〇〇学校の印               | 学 〇 大 福 校 〇 野 井 印 〇 市 県                                      | てん書     | 方 6 0                   | 学校                  | 賞状・卒業証書用                | 1 5 |
| 大野市〇〇〇学校の印               | 大野市〇〇〇学校   | てん書     | 長 4 5 幅 1 0             | 学校                  | 賞状用契印                   | 1 5 |
| 大野市立〇〇幼稚園の印              | 大野市立〇分和稚園之印  | てん書     | 方 2 4                   | 幼稚園                 | 幼稚園名を<br>もってする<br>文書    | 5   |

| 大野市立〇〇幼稚園長の印            | 大野市立〇分和程                | てん書 | 方 2 1       | 幼稚園               | 幼稚園長名<br>をもってす<br>る文書            | 5 |
|-------------------------|-------------------------|-----|-------------|-------------------|----------------------------------|---|
| 大野市立〇〇幼稚園の印             | 大 野 市<br>立 〇 〇<br>幼 稚 園 | てん書 | 方 4 5       | 幼稚園               | 卒業・終了証書用                         | 5 |
| 大野市立〇〇幼稚園の印             | 大野市立〇〇幼稚園               | てん書 | 長 4 5 幅 1 0 | 幼稚園               | 卒業・終了証書契印                        | 5 |
| 大野市生涯学習<br>センター館長の<br>印 | 館 長 之 印                 | てん書 | 方 2 1       | 生涯学習センター          | 生涯学習セ<br>ンター館長<br>名をもって<br>する文書  | 1 |
| 大野市○○公民館の印              | 民 〇 福井縣大野市              | てん書 | 方 2 4       | 公民館               | 公民館名を<br>もってする<br>文書             | 9 |
| 大野市〇〇公民<br>館長の印         | 民 〇 福井県大野市<br>公 公       | てん書 | 方18         | 公民館               | 公民館長名<br>をもってす<br>る文書            | 9 |
| 大野市文化財保<br>護審議会の印       | 大野市文化財保護審議会印            | てん書 | 方 2 1       | 文化振興<br>室文化財<br>課 | 大野市文化<br>財保護審議<br>会名をもっ<br>てする文書 | 1 |

| 大野市文化財保<br>護審議会会長の<br>印  | 大 野 市 文<br>化 財 保 護<br>審 議 会<br>長 之 印                | てん書 | 方21   | 文化振興<br>室文化財<br>課     | 大野市 文化 財保 護名 を る な 文書         | 1 |
|--------------------------|---|-----|-------|-----------------------|-------------------------------|---|
| 大野市通学区域<br>審議会の印         | 議 学 大<br>会 区 野<br>之 城 市<br>印 審 通                    | てん書 | 方26   | 教育総務課                 | 通学区域審議会名をもってする文書              | 1 |
| 大野市図書館の<br>印             | 館 図 大<br>之 野<br>印 書 市                               | てん書 | 方24   | 図書館                   | 図書館名をもってする文書                  | 1 |
| 大野市図書館長の印                | <ul><li>長 図 大</li><li>之 書 野</li><li>印 館 市</li></ul> | てん書 | 方21   | 図書館                   | 図書館長名をもってする文書                 | 1 |
| 大野市B&G海洋<br>センター所長の<br>印 | 大野市 B & G<br>海洋センター<br>所 長 の 印                      | てん書 | 方 2 1 | 大野市B<br>& G海洋<br>センター | 海洋センタ<br>一所長名を<br>もってする<br>文書 | 1 |
| 大野市エキサイト広場総合体育施設所長の印     | 大野市エキサイト広場総合体育施設所長の印                                | て ん | 方24   | エキサイト広場総合体育施設         | エキサイト広場総合体育施設所長の名をもってする文書     | 1 |
| 大野市史編さん委員会の印             | 委 編 大<br>員 き 市<br>会 ル 史                             | 古印体 | 方21   | 文化振興<br>室文化財<br>課     | 市史編さん委員会名をもってする文書             | 1 |

| 大野市史編さん<br>委員会委員長の<br>印<br>大野市文化会館<br>長の印 | 委 編 大                                   | 古体で書             | 方21 | 文化振興   室文化財   課   文化振興   文化振興   室生涯学   習課 | 市委長て文をる会を文館でまる。             | 1 |
|---|---|------------------|-----|---|-----------------------------|---|
| 大野市青少年教育センター所長の印大野市学校給食センター所長の印           | 大野市青少年教育センター所長の印                        | て<br>書<br>て<br>書 | 方21 | 大サヤンを育総のでは、おります。                          | 大年々をる学ン名市育所の書給一も文を多所の書にある。  | 1 |
| 本願清水イトヨの里館長の印大野市博物館長の印                    | 所 長 の 印 本 所 清 水 イ ト ヨ の 里 館 日 長 博 物 館 市 | て 書<br>て 書       | 方21 | 本願清水イ里 大博物館                               | する解ヨ名す野長て大館っ書がまる市名す野長である市名す | 2 |

様式第1号(第5条関係)

公印調製(改刻)(廃棄)申請書

年 月 日

大野市教育委員会教育長 殿

(公印管理課長)職 氏 名 印

下記のとおり公印の調製(改刻)(廃棄)について申請します。

記

- 1 理 由
- 2 書体及び寸法
- 3 公印名
- 4 使用開始(廃棄期日) 年 月 日
- 5 印 影



様式第2号(第6条関係)

公 印 台 帳 施設名

| 公     | 印    | 名  |     | 書 | 体 |   |   |   |
|-------|------|----|-----|---|---|---|---|---|
|       | 1-12 | 41 |     | 寸 | 法 |   |   |   |
| 調     |      | 製  | 年 月 | H |   |   |   |   |
| 印     |      | 影  | 押印  |   |   | 年 | 月 | В |
| 廃棄    | B    | 付  |     |   |   |   |   |   |
| 96.36 | 理    | 由  |     |   |   |   |   |   |
| 摘     |      | 要  |     |   |   |   |   |   |

## 様式第3号(第4条関係)



(注) 教委の文字は、学校等に読み替える。